

総 務 企 画 委 員 会 記 録  
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 総務企画委員会記録&lt;第3号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成21年7月3日 金曜日  
開 会 午前10時5分  
散 会 午前11時45分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 5 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 6 乙第10号議案 専決処分の承認について
- 7 乙第11号議案 専決処分の承認について
- 8 陳情平成20年第44号から同第49号まで、同第52号、同第54号、同第58号、同第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第96号、同第101号、同第108号、同第127号、同第144号、同第150号、同第165号、同第175号、同第190号、同第191号、同第196号、同第200号、陳情第15号、第17号、第19号、第27号から第29号まで、第38号、第58号、第59号、第66号、第69号、第74号、第85号から第88号まで、第100号、第103号、第104号、第110号、第111号、第120号、第122号及び第128号
- 9 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		崎	山	嗣	幸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室	長	上	原	良	幸	君
企画部	長	川	上	好	久	君
企画調整統括	監	平	良	敏	昭	君
警務部	長	児	嶋	洋	平	君
交通部	長	當	銘	健	徳	君
人事委員会事務局	長	伊	礼	幸	進	君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第6号議案、乙第8号議案から乙第11号議案までの7件、陳情平成20年第44号外52件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部警務部長、警察本部交通部長、人事委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

児嶋洋平警務部長。

○**児嶋洋平警務部長** 32ページ、乙第6号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（案）について、御説明申し上げます。

警察法第47条第4項の規定により、都道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。

その基準となる警察法施行令の一部が改正され、「県警察本部の警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。」が定められたことに伴い、沖縄県警察本部の警務部の所掌事務にも当該事務を加える必要があることから、沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 被疑者の取り調べの適正を確保するための監督の措置というのが、余りよくわからないんです。ピンとこないのももう少し、我々、素人にもわかるように説明してください。

○**児嶋洋平警務部長** 被疑者の取り調べにつきましては、強圧的な取り調べとか、不適正な取り調べがあるのではないかというおそれがありますので、それにつきまして内部的にチェックして、捜査側とはまた別に第三者的な立場の者がチェックして監督し、そのような不適正な取り調べを起こさないことを担保する、そのような仕組みをいわゆる取り調べの適正を確保するために監督する措置と表現しております。具体的には、監督対象行為というものを国家公安委員会規則で定められています。いわゆる大声を出すとか、有形力、無形力の行使をすとか、幾つかの類型が定まっております、そのようなものがないかどうかをまずは視認すると。取調室に視認用の透視鏡がありまして、中からは見えないけれど外からは見えるというものを取調監督官、警察署でいうと警務課長が、またはその補助員が取り調べの予定を把握して、取り調べをしている捜査員にはわからないように外からのぞいて、変なことをやっていないか、今申し上げた監督対象行為をやっていないかどうかチェックすると。まさに抜き打ちチェックをするんです。それとは別に取り調べが終わった時点で捜査員は、今回の取調状況については何時から何時までやって、こういう状況でしたというのを簡単にまとめる取調状況報告書をつくらなければいけないということを定めています。それを捜査員がつくった取調状況報告書を取調監督官たる警察署の警務課長がチェックをして、問題があったかなかったかどうかを、後からもその報告書でチェックをすると、このような形で二重に担保をして取り調べが適正であるように監督していくというような制度が、このいわゆる被疑者の取り調べの適正を確保するための監督の措置に関することの大体具体的な内容でございます。

○**新里米吉委員** 大分詳しくわかってきたんですが、そうすると取り調べは刑事部の皆さんですよ、その監督の措置の監督をするのも刑事部なのか、先ほどは警務課長の話も出たような気がしたんですが、警務部の皆さんも監督の措置にはかかわるといことなんですか。

○**児嶋洋平警務部長** まずは取り調べを行うんですが、主には刑事部です。まさに捜査を行うというのは刑事部以外にも生活安全部も行いますし、交通部も行いますし、警備部も行います。そういう意味では、警務部以外の組織は基本的にすべて取り調べを行う権能を持っております。取り調べの監督はだれが行うのかという御質疑ですが、そのいずれでもない警務部が行います。したがって、警察署においては警務課長またはその補助員たる部下が行うということになっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情第17号外1件の審査を行います。

まず初めに、陳情第17号について、警務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

児嶋洋平警務部長。

○児嶋洋平警務部長 公安委員会所管に係る陳情第17号沖縄警察署の沖縄市への存続を求める陳情につきましては、継続案件であります。処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情第100号について、交通部長の説明を求めます。

當銘建徳交通部長。

○當銘建徳交通部長 陳情第100号県道222号線への信号機・横断歩道設置に関する陳情の処理方針等について御説明いたします。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

まず、経過説明をさせていただきます。

本件陳情にある箇所は、県道222号線の改良工事により、県立那覇高等学校方面から国際通り向けにほぼ直線の片側1車線道路として整備する道路改良が行われることになりました。

以前同所に設置されていた横断歩道は、新道建設に伴う道路工事のため撤去されております。

その後、工事が完了し、昨年3月28日に道路が供用開始となったものの、横断歩道は設置されなかったことから、付近住民から、以前あった場所に横断歩道を設置してもらいたいとの陳情がなされたものであります。

処理方針でございますが、以前設置されていた横断歩道は、ほぼ平坦で単純

な道路構造の場所に設置されておりましたが、本件陳情の横断歩道等の設置要請箇所は、新設道路と旧道路とが交差して複雑な交差点を形成するとともに、坂の頂上付近となるなど、以前とは大きく道路構造が異なり、さらに交通量が増加するなど、交通環境が変化しております。

横断歩道や信号機の設置につきましては、当該箇所の道路の構造や交通量、交通事故発生の危険性、地域住民に対する交通安全教育等安全確保のため取り得る対策はもとより、その付近に既に設置されている信号機等の交通安全施設の状況を含め、設置要請箇所のみではなく付近一帯の交通の安全と円滑全般について総合的に検討した上で設置しており、今回の要請箇所につきましても、そうした点を踏まえて、設置するか否かについて検討しているところであります。

横断歩道や信号機等の交通安全施設の設置につきましては、県内全域から設置要望が数多くあり、それらすべての要請箇所を総合的に検討し、優先順位の高い順から設置していかなければなりませんので、御理解をいただききたいと考えております。

以上で御説明を終わります。

○**當間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** この陳情第17号の件についてですけれども、沖縄市山里のほうに移転が決まりましたので、その進捗状況と今後の建設のスケジュールについて御説明をお願いします。

○**児嶋洋平警務部長** 進捗状況ございますが、今年の当初予算で、土地取得に関する予算を認めていただきまして、現在、その準備を進めております。先般公有財産管理委員会に土地取得の御審議をいただきまして、御了解をいただきました。本年度中に土地の購入を地権者の方からする予定となっております。今後の予定でございますが、平成22年度から平成24年度までにかけて建設工事

を行いまして、平成24年度中に移転を完了したいと考えております。

○金城勉委員 平成24年度中に移転完了ですね。それと現在地の活用については、どのように検討されていますか。

○児嶋洋平警務部長 現在地は沖縄市の方が、皆さん強く感じられているとおりに非常に治安の要衝でございます。まさに米軍対策という意味でのポイントとなる場所だと考えております。それゆえに沖縄市の皆様から、ぜひ地元には何らかの警察施設を残していただきたいという強い要望もいただいているところではございます。したがって、我々としてはぜひ跡地に、ただの交番ではなくて大型交番のような警察施設を残したいと考えております。その旨いろんなところで警察本部長も対外的に姿勢を明らかにしているところでございまして、財政当局へは具体的に話はしておりませんが、そういう意向も我々事務的には言っているところでございます。先般、照屋委員からもアドバイスございましたとおり、なるべく早く、どういう施設を残したいのか計画を内部的にもまとめて、財政当局にぶつけていきたいと思っております。ただまだちょっとその、実際にそこに建てるのは平成24年度に建物がなくなって以降になりますので、予算要求等具体的な作業につきましては、まだ先のほうになると思います。ただいずれにしても、我々なりにそこに何かを残すという方向でアイデアをまとめて、関係当局と折衝するという方向で頑張りたいと思っております。

○金城勉委員 これは市民の願いでもありますから、県議会からも応援しますから、ぜひ頑張ってください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第100号について、この道路につきましては処理概要にも書いてありますとおり、道路新設に当たりまして車の状況ですとか、道路が大きくなるということで、前よりも絶対に交通量がふえていく、危険性が増していくということは予測されたと思うんです。それで予測された時点の中で、本来でしたら道路が開設すると同時に信号機、横断歩道は設置をされているのが当然だと思うんですけれど、なぜそのような形で、建設と横断歩道と信号機の設置が、これだけ時間があるのかということについてお聞かせください。



○**當銘建徳交通部長** 以前、横断歩道があった場所につきましては、国際通り側のほうから登り坂になっていて、その付近につきましては、ほぼ平坦な道路ということもございまして、特に横断歩道設置につきましては、問題がなかったというところがございます。今度の新しい道路につきましては、国際通り側から急な登り坂になっておりまして、その上り坂頂上付近のところちょうど旧道との交差点ができていると、そこが2つの交差点というのがありまして、一方は一方通行のところ、一方で相互交通というところもございまして。そういうところで横断歩道を設置するのは非常に厳しいということとあわせて、その近くに、100メートル以内のところ聴覚障害者の施設がございまして、そこに聴覚障害者用を兼ねまして、押しボタン式の信号機がございまして、その信号機も利用できる、それから国際通りにつきましても133メートルしか離れておりませんので、そこも利用いただけるということで、その時点では横断歩道設置は必要ないということとされているものだと思っております。

○**山内末子委員** 私もこの道路を、よく利用させていただいているんですけども、そういう観点というのわかるんですけど、やはりずっとこの横断歩道を通ってきた地域の皆さん、通行人の皆さん、学生の皆さんたち、そういう皆さんたちからすると本当に不便になったということと、危険性というのにはさらに増したんじゃないかというのとはとても感じているんです。そういう意味では、本当に早急に調査していただきまして、地域住民の声をしっかりと聞いていただいて、やはり信号機、横断歩道の設置の優先順位はあるとは思いますが、今まであった横断歩道がなくなったということは、地域の皆さんにとっては本当に大変なことだと思いますし、その辺のところはぜひ加味していただいて、早目の設置を、こちらとしても要望を、希望しておりますけれども、そういう可能性についてお聞かせください。

○**當銘建徳交通部長** 今優先順位を話ししましたけれども、優先順位以前の問題といたしまして、まず横断者だけではなくて、交通規制を考える場合には交通渋滞の度合いだとか、それから車両間の交通事故の状況等々、全部もろもろ含めまして、他のいわゆる安全対策を取り得る手段もないのか等々含めまして、総合的に検討して判断をしているところとございまして、そこらあたりも踏まえまして検討させていただきたいところとございます。

○**山内末子委員** 人身事故が起きているわけですので、早目の判断をして、早目の設置を、まずは要望して終わりたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今の陳情第100号ですけれども、これは自治会長から出ておりますが、確かに国際通りに直通のもので非常に便利になっているんですけれども、やはりスピードも出ますよね。それで前はジグザグで那覇市松尾のところに出てきた関係でどうしてもスピードを落としていくと、これは一方通行で入ってきてと非常に複雑な形ですよ。そういう面では、地域の皆さんからもそういうことだし、それともう一つ、子供たちが松尾2丁目から1丁目を通過して小学校に行く場合に、直線コースなんですよ。すなわち、子供たちは回らないで県庁の中を通過して開南小学校に行くんですよ。松尾2丁目の浮島通りのほうから出てきて、久田クリニックのところがあるんですけれども、確かに言われたように聴覚障害者施設との間にほんのちょっと、距離的に言えば皆さんが言っているものなんですけど、これまでの流れからして、前別の件もありましたけれども、どうしても子供たちも県庁の中を通過して、最短距離で行くというのは、そういう感じからすると、自治会長含めて非常に切実で、そういう面では、ここにあるように、それとずいぶん削ってありますから、急ですよ、確かに危ない。そういう面では、横断歩道は難しい云々もあるかもしれないけれども、それだけに、僕も現場に行って、やはり特殊ですよ、すぐ視聴覚障害者施設の新しいビルがあって、久田クリニックからこうありますよね。確かに。県立那覇高等学校のところと国際通りと。だからただ、生活習慣の流れの中で、子供たち含めて直線コースを選ぶという状況からすると、なかなかそういう地域性というのか、生活の流れとしては、どうしても真っすぐ行くというような感じ、住んでいる割合としてはお年寄りも特に多いところですよ。皆さん言われるのは理屈は理屈かもしれないけれども、それはわかっているけども、そのところで、やはり自治会長の皆さん含めて僕は心配するのは、人身事故も起こっていて、そういう流れからすると、それだけに危ないということですよ。裁判所通りまで本当に近くなって便利なんですけど、それだけ飛ばしてしまうし、先が見えないということでは、非常に危険なんですよ。

○**當銘建徳交通部長** 今信号機の設置という観点でまず考えますと、そのほうが急な登り坂になっていまして、道路交通法上は急な登り坂というところには駐停車禁止にもなっております。そのほうは急な坂ではありませんけれども、坂の頂上付近と、そういうところも5パーセントの勾配はございますので、

そこの近辺での信号機設置というものについても、そこでやる場合、停止線がどうしても坂にかかってしまうと。今度そこでの事故が考えられるというのもありまして、即そのまま信号機設置というわけにはいかないと。だから考えられる手段という形になると、一方通行という形で、県立那覇高等学校から旧道に向けては、一方通行に全部してしまおうということであれば、信号機設置は要らないと思います。もう少しそれで手前のところで、県立那覇高等学校寄りに横断歩道設置というものは考えられますけれども、あと、それからもう一つ、視聴覚障害者施設のところにある信号機をもうちょっとこっち側のほうに寄せるという案もあります。そういうのも含めまして、今学生のお話がありました、ちょっと交通の実態調査をしましたけれども、通学時間帯に1時間ほどやりましたけれども、小学生の横断するのはトータルで2名でございました。送り迎えしているのか、あるいは、実態調査1時間で49名の横断者がありましたけれども、お年寄りもわずか二、三名ということで、実態としては大人が多いという等々もありまして、交通弱者の通行者は多くはないというのもありまして、今後そこらあたりも含めて検討していきたいということでございます。

○前田政明委員 そうすると、そのバイク屋、大嵩写真館のそば含めて、真ん中道のところの平坦になったところで、いろいろ方法も考えられる。

○當銘建徳交通部長 極端な言い方をするのであれば、今視聴覚障害者施設、向こうも直で来る方について少ないので、あれを寄せるか、もしくはそのあたりを外した状態のところ、寄せることが新しくできるかどうか。ただ信号機と信号機が余り近くなりすぎると、100メートルございませぬので、逆に交通渋滞を来すという状況等々もございまして、非常にそういう意味では、交通対策という形からは難しい面がございまして、子供たちに関しましては、逆にそのハード面だけの対策ではなくて、ソフト面の対策ということで交通安全教育ということで、できるだけ横断歩道、そういう施設等々を利用するという形でのソフト面の対策というものもとってまいりたいと考えます。

○前田政明委員 これは後で資料をください。子供が2人、その他というのは。また自治会長にも聞いてみて、いずれにしろ便利にはなったんだけれども、非常に都会的にも傾斜になっていて、お年寄り含めて周辺の方も、階段からおりないといけないという面では、プラスマイナスあると思います。ただ先ほど言った視聴覚障害者施設の皆さん含めて通うところですし、松尾公園のところから出てきた、久田クリニック含めてですよね。そこは陳情の趣旨、現場の状況

踏まえながら、意向に沿うように努力していただきたいということで終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 今の陳情第100号の件ですけれども、それぞれの地域の信号機の設置ということで、県民にとってはいろんな課題があって、こういう陳情という形で出てくるのはやむを得ないと思うんだけれども、我々からすると、例えば、私はうるま市なんだけど、うるま市の信号機設置のお願いがあった場合には、それぞれの警察署とか役所を通じて沖縄県警察本部にきて、全体の調整をしながらやるってことはわかっているわけです。

そうすると沖縄県警察本部の予算面の状況とかも含めて、優先順位はあるみたいですよ。もうちょっと待っていてくださいという形で地域に説明したりとか、ある程度理解を得たりとか、信号機が設置できたり、できなかったりという事情がありますよね。本来はここに上がってくる前に、それぞれの地域とか、それぞれの議員もいるわけですから、そういうようなものがあってしかるべきだと思うわけですよ。

それが、にっちもさっちもいなくて、どうしようもなくって県警察も言うことも聞かないということだったら、これはしょうがないんだけど、事前にそういうやりとりっていうのはないんですか、あるんですか、この件については。何回か要請があって、それでもどうしようもないから沖縄県議会に対して陳情が出ているのか、その辺の地域との調整というものを説明してもらえませんか。

○**當銘建徳交通部長** 地域の方から那覇警察署に対して、要請はございます。そのときに、現場の状況等々について説明をいたしております。

○**照屋守之委員** 説明はしていて、こういう形で設置するかどうかも含めて検討しますという返事をしているにもかかわらず、またこういう陳情なのか。あるいは沖縄県警察本部として、これはもう対応できませんという形で、だめだということになって、こういう陳情になっているのか、その辺ですよ。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から照屋委員の質疑の趣旨について確認がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

當銘建徳交通部長。

○當銘建徳交通部長 今回の件につきましては、平成20年3月に口頭での説明をやりまして、その年の5月に現場調整をいたしまして、現場で信号機の設置は難しいという説明はいたしております。

○照屋守之委員 それでこういう陳情という形で上がってくるわけですね。わかりました。ぜひ、これは沖縄県全体の信号機の設置について、それぞれの警察署も含めていろんな予算の絡みもあって、こういう陳情で上がってくるのも地域の事情でやむを得ない部分もあるかもしれませんが、なるべくは、それぞれの地域とかいろんな実情も含めて、何とかおさめてもらいたい。そういう努力をしてもらって、どうしようもなければこういうのもいいわけけれども、その努力をぜひやり続けてもらえませんか。きちっと検討しますでしたら検討しますという形でやってもらって。むげに断らないで、なるべくこういう形であらわれないように、穏便におさめるように、ぜひ御努力をお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 1点だけ。直接関係ありませんが、私は国道58号を通過して名護市から通っているんです。特に夜間あたりになって気がつくのは、ほとんど国道58号を突っ切る車がないにもかかわらず、信号機が赤になるというのが非常に目立つんですよ。そういうことも一つありますし、同時に、この当初は十字路があつて住宅が1カ所に多くて、それで長かったものが、だんだん地形変わっていったりして、この住宅の様相が変わって行って逆になつても、信号機がそのまんまとかいうのがあつたりして、先ほどの信号機と交通量、交通混雑の8割が関係があるわけで、その辺のところは非常に、不合理を感じる場所もあつたりするんです。それで、嘉手納町の水釜というところだと思いますが、交番のそばに信号機があるんです。これも、ほとんど100パーセント赤なんです。私は100回に1回くらい青のときが、きょうも青でしたが、こういう信号

もあるんだろうかと思うぐらい、水釜のところの交番から出てくる、読谷村から出てくる米軍基地の入り口のところですが、名護市から来ると、ほとんど100パーセント赤で、青のときには何かいいことがあるんじゃないかと思うぐらい、ほとんどまれなんで、だから一つ申し上げたいのは、こういう全県の信号機の配置の仕方を、例えば定期的に、人口の動態だとか、住宅の偏りとか、交通量のもの含めて見直すことがぜひ必要ではないかということ、通りながら考えているんで、特に国道58号は本当にとまっていて見ていると、3つ4つ先まで見えるぐらい信号があって、信号をつくるのは非常に便利なことで結構なんです、片や交通渋滞のもとになりますので、それをまとめて縦に通すことができるとか、そういうことも考えて、少し国道58号の交通渋滞も含めて工夫をするということ、それで定期的に交通量を含めて見直しをする必要があると思いますが、現状と見通しみたいなものがあれば、聞かせていただきたい。

**○当銘建徳交通部長** まず国道58号の状況でございますけれども、信号の規制というものについては、信号機単体でやっているわけではないんです。交通渋滞をできるだけ解消するという意味で、一つひっくるめて管制システムという形で全体的な幾つかのサイクルに分けて、一遍に青でやるとか、一遍に赤にするとか、そういう管制の仕組みをとっております。だから状況によりましては、今言ったように路地から来ないところも別のところのあれにかかって、信号がこう赤になるという仕組みもされておりますので、そこらあたり全部交通渋滞の解消というところで全体的にやっている仕組みでございます。そこらあたりは御理解いただきたいと思います。あと見直しにつきましては、委員おっしゃるとおりに、結構道路事情というのは変化してきますので、できるだけうちのところも警察署と調整をしながら、見直しを図っているところでございますけれども、ただ言えますのは、一たんつけた信号機を取るというのは、なかなか地域の住民の理解を得られないところもありまして、なかなか外せないという部分もありますので、そこらあたり地域の理解も得ながら、見直し等々についても図っていきたくて考えております。

**○玉城義和委員** 単体でやっているわけではないからこうなるわけですね。要するに一律にやるから、出入りの多いのもの少ないものも一遍でやっちゃって、こういうようになってしまうんで、だからその辺は難しいと思います、これは。個々でやるのもかえって混雑するということもあるかもしれませんが、いずれにしても少し、大きいところと小さいところぐらいは、点滅させるとか、何かそういう工夫をもうひとつ凝らして、走っている人の気持ちに少し合うように

やっていただきたいと、こう申し上げているわけですから、少しそこは工夫をしていただきたいと思います。それから、定期的に、できれば、大変手間暇もかかりますが、各地域よく掌握して、各警察署でやっていただいて、できるだけこの地域の実情に合うように定期的に点検をし直していただきたいと思います。

○**当銘建徳交通部長** 委員がおっしゃることについては、我々も重々承知していることですので、そのように努力いたしてまいりたいと思います。

○**当間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 陳情第100号に関連をして、横断歩道とか信号機とか、あるいは出入り口の縁石の撤去とか、その他もろもろのものが県民から多分相談をしていると思うのですが、出入り口の縁石あたりを撤去するのに相当な交渉というのか、行政、警察、関連するバス会社ですか、あるように感じるんですが、そういった、今言ったもろもろの問題について、警察署における相談の窓口というのか、先ほどもありましたが、なかなか難しい問題があって、一気にこう解決できなければ、それが陳情に上がって、その以前にやっぱり事務処理できる機関というのか、今警察署のほうではそういった総合窓口みたいなのはあるんですか。

○**当銘建徳交通部長** 交通に関しましては、各警察署では交通課で対応をいたしております。交通課でそういう信号機の設置要請等々陳情ございましたら、各警察署で検討を一応いたしまして、これが県警察本部に申請すべきものなのかどうなのかということ判断いたしまして、署長名で県警察本部に要請が上がってくると、これを受けて県警察本部で、また現場等々含めまして、交通規制課で判断をしているところでございます。地域住民の方々につきましては、各警察署の交通課の窓口か、もしくは県警察本部の交通規制課に御相談いただければと思います。

○**崎山嗣幸委員** 総合窓口を設置していないかという意味は、沖縄県警察本部だとか、あるいは行政機関だとか、社団法人沖縄県バス協会だとか、そういったところに機関をおいて、問題が上がってくるときにそこに付議して、そこでというのか、そういうのをやっていないんですかということを知りたいんです

が。

○**當銘建徳交通部長** それはございません。例えば縁石の切り下げとかそういうものについては、道路管理になりますので、県等々、それから国のほうになりますので、そういう要請があった場合にはお互いで協議するという形の仕組みになっております。

○**崎山嗣幸委員** 今言った横断歩道もそうなのですが、関連するというのか、すべての問題と関連するものは、陳情する側からするならば、その多岐にわたる機関を渡り歩かなければいけない問題もあるし、今の問題も関係してくると思うんですが、そこはやはり協議機関があったほうが私はいいいと思うんですが、沖縄県警察本部だけなのか、全国的にそういった総合窓口的なのは警察の中にはないんですか。全国的にもそういう例はないんですか。個別に対応する事案なんですか。

○**當銘建徳交通部長** 全国的にそういう窓口があるかどうか把握しておりませんので、その分については勉強させていただきます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします

(休憩中に、説明員入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第44号外29件の審査を行います。

陳情平成20年第150号を除く陳情29件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。



なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから3ページにかけて、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が21件、新規が9件となっております。

継続審議のうち、14ページの軽油価格の高騰により存亡の危機に瀕しているトラック運送業界に関する陳情第96号及び19ページの沖縄県水産海洋研究センターの本部町への誘致に関する陳情第165号につきましては経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

なお、20ページの第196号及び21ページの第15号は経過・処理方針等に変更がありますが、これから説明する第165号と経過・処理方針等が同じでありますので説明を省略いたします。

それでは、14ページをお開きください。

14ページの経過・処理方針等の欄に変更前、15ページの経過・処理方針等の欄に変更後を載せてございます。変更部分はアンダーラインのところでありますので、関連部分を読み上げます。

国においては、運輸事業関連について、燃料サーチャージ制導入のさらなる促進、セーフティネット保証の一部補助、省エネ車両・機器等の導入促進等の各種施策が行われております。

県においては、運輸振興助成事業を通して、トラック協会が実施する省エネ運行等事業に要する経費の一部を助成しております。

19ページをお開きください。

変更部分はアンダーラインを引いておりますので、関連部分を読み上げます。

沖縄県では平成21年3月に、沖縄県水産海洋研究センターの今後10年間の試験研究推進方向の指針となる沖縄県水産海洋研究センター試験研究推進構想を策定しました。県としては、当該試験研究推進構想に基づく試験研究を実施する施設整備について、第三者で構成する検討会議を設置し、同検討会

議において沖縄県水産海洋研究センター本所の整備構想及び設置場所について検討していただき、早い時期に設置場所を決めていきたいと考えております。

次に、新規の陳情について、御説明いたします。

23ページをお開きください。

フェリー・旅客船の存続・港町活性化に関する陳情第69号について、御説明いたします。

地域活力基盤創造交付金は、活力ある地域形成のため、地方道路整備事業と一体となって、その効果を促進させる事業も交付対象となっており、バス停上屋整備、防犯灯設置などのほか離島航路の船舶建造等も交付対象となっております。県としては、離島航路の維持確保を図っていく観点から、同交付金を活用した事業について、国や市町村と情報交換等を行ないつつ検討してまいります。

平成21年度の地方交付税において、国の生活防衛のための緊急対策として、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう、総額5000億円の地域雇用創出推進費が加算されたところです。

地域雇用創出推進費は、地方交付税の算定を通じて雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分されることとなっております。

地方交付税は地方が自主的な判断で使用できる一般財源であることから、各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて必要な事業を実施することになるものと考えております。

続きまして、お手元に陳情文書表が配付されておりますが、新規陳情第74号につきましては、要旨が1番から10番までございます。そのうち、3番及び10番を除く8項目が企画部の所管となっておりますので、順次御説明いたします。

24ページをお開きください。

要旨番号1番について、御説明いたします。

県は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、沖縄県過疎地域自立促進方針及び沖縄県過疎地域自立促進計画を策定し、種々の施策に取り組んでおります。

これまでの取り組みにより、産業基盤、交通・通信体系等の社会資本の整備などにおいては、一定の成果を上げていますが、過疎地域は、医療・福祉などの生活環境面等において低位にあるほか、高齢化の進行など、今後とも解決すべき多くの課題が残されております。

平成22年3月末で失効となる過疎地域自立促進特別措置法については、全国知事会に設置された過疎対策特別委員会に参加する等、他県等とも連携し、過疎地域振興対策に係る新たな法律の制定等について、国等へ要請を行っているところであります。

平成20年11月及び平成21年5月には、県知事と沖縄県過疎地域振興協議会会長との連名により、総務省、内閣府等に対し、新たな法律の制定等について要請を行ったところであります。

今後とも、他県や関係機関等とも連携し、新たな法律の制定に向けて適切に対応していきたいと考えております。

25ページをお開きください。

要旨番号2番について、御説明いたします。

県は、地方共有税の早期具体化や、地方交付税の総額の復元・充実とともに、社会保障関係経費など地方の財政需要を適切に積み上げ、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実することなどについて、全国知事会を通じた要請や普通交付税の算定方法に係る改正要望を国に対して行っているところであります。

平成21年度地方財政計画においては、雇用創出など地方が取り組む地域経済の活性化等に資するため、通常ルールとは別枠で1兆円の地方交付税を確保することとされ、地方交付税総額の増額が図られたところです。

県としては、本県市町村の置かれた厳しい財政状況を踏まえ、市町村の財政基盤の確立が図られるよう、今後とも、国に働きかけていきたいと考えております。

要旨番号4番について、御説明いたします。

離島航空路線については、航空機燃料税及び空港使用料の軽減により運賃の低減化が図られております。

さらに、県管理空港の着陸料の軽減措置をもとに航空会社において、離島住民を対象に割引運賃制度を実施しております。

県としては、引き続きこれらの軽減措置による離島航空運賃の低減に努めるとともに、より一層の運賃の低減に向け、離島航空路線の公租公課等の軽減措置や運航費補助制度の維持・拡充を骨子とする離島空路整備法（仮称）の制定についても関係各県と連携しながら国に要請してまいります。

要旨番号5番について、御説明いたします。

離島航路補助制度は、燃料費や船員費等の運航費と旅客・貨物運賃等の収益との差額、いわゆる欠損額を補助するものであり、原油価格高騰により生

じた欠損額も補助対象となっております。

今後とも補助制度を活用し、離島航路の実情も踏まえながら、その維持確保に努めてまいります。

26ページをお開きください。

要旨番号6番について、御説明いたします。

国の離島航路補助制度改善検討会は、平成21年3月に現行補助制度の改善に向けて最終報告を行ったところであります。

その中で、国等による航路改善協議会の設置を条件として、公設民営化や省エネのための船舶建造への支援措置が図られることとなっております。

県としては、制度の活用について事業者へ周知を図るとともに、国や市町村とも連携して対応してまいりたいと考えております。

要旨番号7番について、御説明いたします。

先島・台湾航路の再開については、新会社の設立による運航を含め複数案が提案されておりますが、採算性、実現可能性等が示されていないことから、具体的な対応策を検討することが困難であります。

しかしながら、島嶼県沖縄においては、海上輸送航路の維持確保は、県民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であり、引き続き国や市町村とも連携を図りながら、総合的な観点から県としての対応を検討してまいります。

要旨番号8番について、御説明いたします。

市町村が運営するブロードバンドサービスの維持管理費の負担軽減には、市町村が主体となって需要確保や利用促進に努めることが重要だと考えております。

しかしながら、条件不利地域の市町村における運営状況は厳しいものであることから、県としましては、維持管理費への財政支援を国へ要望するよう、全国知事会等へ提言しているところです。

また、テレビ・ラジオの難視聴地域における共聴施設の整備については、国の支援策等を踏まえ、関係市町村と放送事業者で検討されるものと考えております。

県としましては、国や市町村、放送事業者の動向を見守りながら対応していきたいと考えております。

27ページをお開きください。

要旨番号9番について、御説明いたします。

県では、南北両大東村において県域の地上デジタル放送が視聴可能となる

ように、今回の経済危機対策等を活用して平成21年度及び平成22年度事業として沖縄本島と南大東島を結ぶ海底光ケーブル敷設等を実施し、平成23年7月にはデジタル放送に移行できるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、28ページの第85号から30ページの第87号の新規陳情についてですが、先ほど御説明しました新規陳情第74号の要旨番号9番と経過・処理方針等が同じですので、説明を省略させていただきます。

31ページをお開きください。

海運・フェリー・旅客船の航路存続と船員の雇用対策に関する陳情第103号について御説明いたします。なお、32ページの第104号も経過・処理方針等は同じでございます。

島嶼県である沖縄において、海上輸送航路の維持確保は、県民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であります。

県は、これまでも国や市町村と協調して、燃料費の高騰や輸送量の減少により厳しい経営環境にある離島航路の欠損額を補助し、離島航路の維持確保に努めております。

国においては、離島航路の経営環境悪化に対応し公設民営化や省エネのための船舶建造への補助、事業者の経営改善や航路サービス向上を図る取り組みの支援など補助制度の拡充が図られたところであります。

県としましても、国や市町村と連携してこれらの施策を推進するとともに、さらなる制度の拡充を国に求めてまいりたいと考えております。

33ページの新規陳情、第120号についてですが、先ほど御説明しました新規陳情第74号の要旨番号7番と経過・処理方針等が同じですので、説明を省略させていただきます。

34ページをお開きください。

沖縄県庁舎や市町村庁舎の地震対策や洪水対策に関する陳情第128号について御説明いたします。

うるま市の中央図書館で排水や雨水をEMにより再処理し、再びトイレ用水や植栽用の水として再利用して、活用していることは承知しております。

しかしながら、排水や雨水の再利用を含めた庁舎管理は、それぞれの市町村の判断で実施されるものと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 一番最後の陳情第128号の件ですが、地域における雨水の利活用について、県のほうで助成をしている、そういうシステムはあるんでしょうか。地域というのは市町村さらにその下の字なんかで、雨水や湧水を活用している、そういうようなものについて補助制度みたいなのはあるんでしょうか。

○**川上好久企画部長** 手元に資料がないんですが、雨水利用については、県はまず公共施設で、学校とか体育館とかで利用しています。それからまた、市町村等によっては助成制度があると聞いております。具体的な制度を今御説明できないんですけれども、そう聞いております。

○**新垣清涼委員** これ陳情と直接関係ないんですが、これはある特定のシステムを使えというような陳情なんですけれども、やはり沖縄県も観光立県として1000万人目指しています。ことしは水が、雨が少なくてダムも40パーセントまで落ちましたよね。そういう意味ではやはり地域での雨水の活用あるいは湧水の活用について、以前、私が地域で自治会長をしていたときに、県のほうから補助金を出したいという話があったんですが、担当が変わった途端に、その制度が、問い合わせしても、知らないということがありまして、そういうことではいかんなという思いをずっと持っていたものですから、そういう意味では地域のそういった湧水の活用については、しっかりとした支えをしていただきたいという思いがあって聞きましたので、以上です。

○**川上好久企画部長** 企画部でもかつてそういう湧水の調査もやっております。それからまた、雨水利用の手引き等もつくって配布をしています。残念ながら補助制度を県としては持ってございません。沖縄振興開発金融公庫のほうに雨水利用等についての融資枠があるということは聞いております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 陳情第165号、沖縄県水産海洋研究センターの誘致問題であります。現状は今どこまでどうなっているのでしょうか。

○**川上好久企画部長** 沖縄県水産海洋研究センターの移転整備については、これは県として非常に懸念をしている老朽化施設であるわけですが、これについて平成21年3月に今後の水産関係技術開発の指針となる水産海洋研究センター試験研究推進構想というものを策定しております。この中で、今後の研究方向というものが定められているわけですが、それがスムーズにいくような条件として、1つは試験研究に必要な海水の確保とか、それから調査船の係留、用地取得の容易さ等が上げられています。そういう条件を勘案しながら、早い時期に選定をしていこうと考えているわけですが、基本的には今年度いっぱいには用地の選定、場所の選定を終わろうと考えております。

○**玉城義和委員** この処理方針を見ると、第三者で構成する検討会議を設置し云々出ていますね。私は、これは企画部長が今言ったように今後の研究方向として海水の確保、船の係留、用地の確保という基本的な原則が出ているわけだから、これこそまさに企画部というか県のほうで責任を持って決める話であって、長期的な振興計画をつくるわけではないので、その第三者にゆだねて場所を決めるなんてのは、私は県としては責任放棄ではないかと、せっかく構想も出てやっているわけであって、いろんな地域事情も考えて、地域のバランスも考えながら、県の総合的な地域バランスも含めて、文字どおりこれこそ県の責任で決める話であって、それを第三者にゆだねるなんてのは、私はこれは全然違うのではないかと、むしろ、どこかに決めて何か言われるのが嫌で第三者の手をかりて、いや俺たちではないと、委員会で決めたんだというような話をするつもりでやっているのであれば、もってのほかであって、それこそこの第三者委員会ではなくして、構想に基づいて、県が、優秀な川上企画部長の責任で、決めるということでないと思いたくはないけど、どうだろうか。

○**川上好久企画部長** 最終的には、もちろんこれは県が責任を持って決める話であるわけですが、今この中でお示ししているのは、県の水産海洋研究に関する方針が1つ出て、それを踏まえた形で、学識経験者、専門家の意見を聞きながら、場所について議論をしていただくということでございます。

○玉城義和委員 だからそれは違うのではないかとっているわけですよ。だから、その場所を決めるのに第三者で議論するなんていうことはどうだろうか。それはいろんな政治的配慮も必要だろうし、地域間のバランスも必要だろうし、いずれに決まるにしてもですよ、そういう意味では第三者で、どこですというの、これもちよっと、政策的なものを何か長期的にやるのであれば、学識経験者もいいでしょうが、この方向、構想も出ているわけでしょう。この条件も。そういう意味で言えば、むしろこれは県でやるべきではないかと申し上げているので、これ以上は申し上げませんが、そういうことですので、思いがあったらどうぞ。

○川上好久企画部長 最終的に、それは、判断をするのは県でございます。ただこの水産関係については、やはり試験研究機関ということで、今般、試験研究のあり方について、水産海洋研究センター試験研究推進構想というものをとりまとめて議論しているところでございまして、そういう研究の方向がうまくできる施設のあり方、場所の選定とか、そういうものを専門家の意見を聞く必要はあるだろうということで、それを設置をしているということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情29件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外8件及び企画部との共管となっております陳情平成20年第150号1件の審査を一括して行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明



をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

**○上原良幸知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続9件、新規1件の合計10件となっております。そのうち1件は、企画部との共管となっております。

まず、継続審議となっている9件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

陳情平成20年第65号旧軍飛行場問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書の採択を求める陳情について、処理概要の4段落目を御説明いたします。

事業化に向けての予算措置については、いろいろな可能性について検討してきたところでありますが、国との調整においては、特別枠での実施は極めて困難であると言われており、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて、調整を進めた結果、平成21年度から特定地域特別振興事業を実施していくものとし、平成21年度は、那覇市の鏡水自治会及び宮古島市の3自治会のコミュニティセンター等の整備事業が実施されているところであります。

資料8ページをお開きください。

陳情第19号沖縄県所在旧軍飛行場用地問題解決に関する陳情につきましては、平成20年第65号と変更内容が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

資料9ページをお開きください。

陳情第27号旧軍飛行場用地問題解決のための事業の早期実現を求める陳情について、処理概要の1段落目を御説明いたします。

仮称・鏡水コミュニティセンター整備事業については、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて、国と調整を進めた結果、平成21年度特定地域特別振興事業として採択され、現在、那覇市において事業が実施されているところであります。

資料10ページをお開きください。

陳情第28号旧日本軍飛行場用地問題の解決に向けた事業の早期実現を求め

る陳情について、処理概要の1段落目を御説明いたします。

七原、富名腰、腰原の各地域コミュニティセンター及びウタキ等の整備事業については、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて、国と調整を進めた結果、平成21年度特定地域特別振興事業として採択され、現在、宮古島市において事業が実施されているところであります。

続いて、新規陳情につきまして、御説明いたします。

資料12ページをお開きください。

本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害をこうむっております。台風被害に対する災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別の財政支援等の国による財政援助制度により、道路、港湾、農地、農業用施設等公共施設の早期の機能復旧に努め、生活環境の回復を図っております。

災害支援制度の見直しとしては、平成20年9月に全国知事会が、国に対し災害救助法に基づく住宅支援策について被災者のニーズに応じた制度への改善を図るように要請しております。

県としては、今後とも、災害復旧制度を活用して台風災害に対する早期の災害復旧ができるよう努めるとともに、国に対し災害支援制度の改善等を要請していきたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情10件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号に対し企画部企画調整統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏明企画調整統括監。

**○平良敏明企画調整統括監** 5ページをお開きください。

陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画調整統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 陳情第74号、皆さんの処理概要を見ると、大体要請の趣旨をほぼ理解したような回答だと思っているんですが、そういうふうに理解していいですか。

○**上原良幸知事公室長** これにつきましては、制度の問題でございますので、全国知事会等々通じて要請をし続けているということでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ、御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、人事委員会関係の陳情第29号の審査を行います。

ただいまの陳情について、人事委員会事務局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

伊礼幸進人事委員会事務局長。

○伊礼幸進人事委員会事務局長 ただいま議題となりました人事委員会関係の陳情案件につきまして、お手元に配付しました総務企画委員会陳情説明資料に基づき御説明します。

人事委員会関係の陳情は先の議会からの継続で、沖縄県精神保健医療福祉連絡協議会会長中山勲氏から提出のありました陳情第29号病院事業局における臨床心理士の採用に関する陳情の1件となっております。

それでは、陳情の処理概要について説明いたします。

臨床心理を職務内容とする職につきましては、病院事業局において、平成22年度から正職員の配置を決定しております。これにより、当委員会では、当該職員の採用に向け、採用方法、職務内容、資格免許の必要性、受験資格等について検討を行った結果、沖縄県職員採用上級試験に病院心理の区分を新設し、競争試験を実施することにいたしました。

臨床心理業務については、当該業務を独占的に行える法律に基づく資格免許がないことから、受験資格を病院において臨床心理の職務経験を有する者としております。

去る6月28日に第1次試験を実施したところですが、病院心理の区分につきましては、約2名の採用予定に対して、15名の受験申し込みがあり、13名が受験をしております。

今後、第2次試験としまして、個別面接や論文試験等を行い、9月上旬に最終合格者を決定する予定となっております。

以上、人事委員会所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、人事委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議する。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例及び乙第6号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第6号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案沖縄県公安委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第10号議案専決処分の承認についての採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 本会議で反対討論するとして、金持ち優遇税制が戻るということで、これはとんでもないということで反対であります。

○當間盛夫委員長 ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第10号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。  
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。  
お諮りいたします。  
本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。  
よって、乙第10号議案は、承認することに決定いたしました。  
次に、乙第11号議案専決処分の承認についてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、乙第11号議案は、承認することに決定いたしました。  
次に、陳情等の採決を行います。  
陳情等の採決に入る前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議する)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。  
お諮りいたします。  
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、離島の保全・支援等についてを議題として追加し、直ち

に審査を行うことについて協議を行ったが、意見の一致を見なかったため、審査日程を変更して、7月7日の審査を追加し、審査することで意見の一致を見た。）

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ただいま休憩中に協議いたしました審査日程の変更については、7月7日午前9時30分から、委員会を開催して再度協議することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情47件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、7月7日 火曜日 午前9時30分から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫